



～保育施設の困りごとや課題解決を手助け～
全ての区内認可保育施設等に保育アドバイザーを派遣します！

令和4年11月17日
区長定例記者発表

令和3年4月1日 港区児童相談所を開設

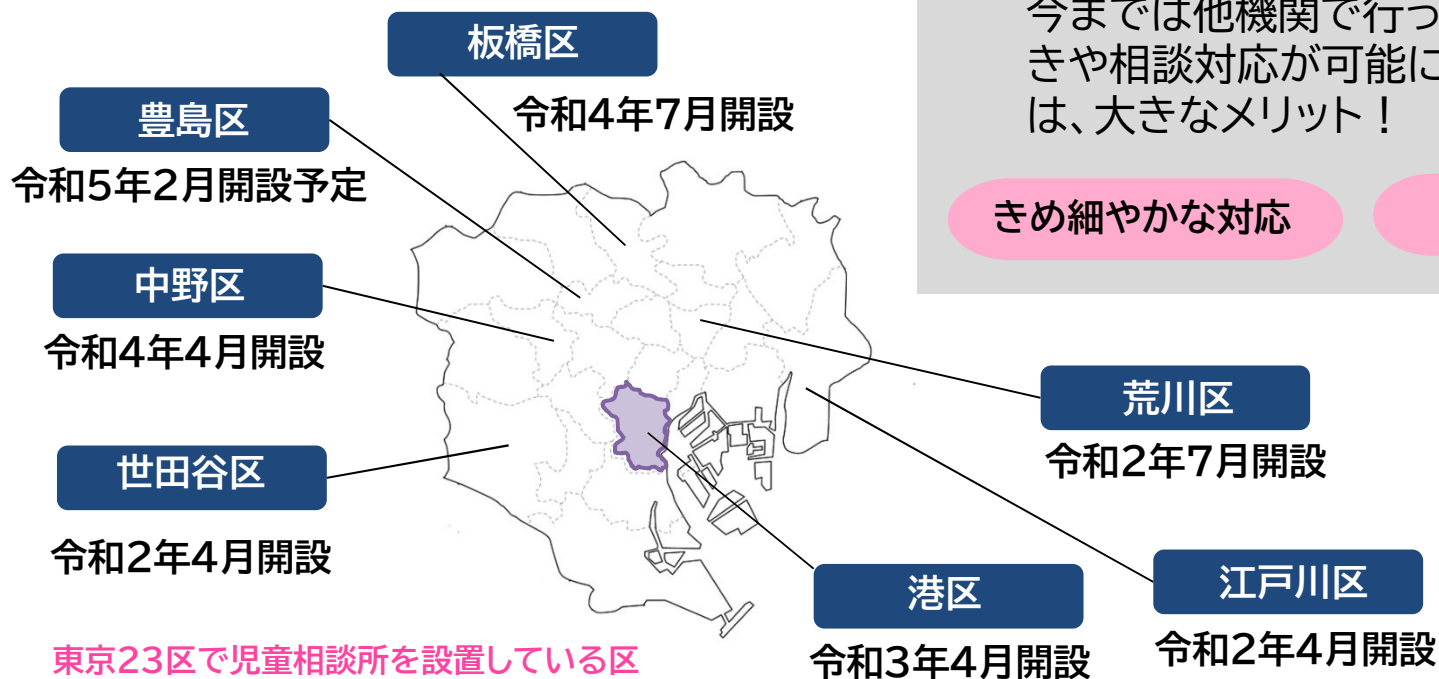
港区が児童相談所設置市に！

東京都から16の事務が移管され、児童福祉施設の認可と指導監督ができるようになった。

今までは他機関で行っていた手続きや相談対応が可能になったことは、大きなメリット！

きめ細やかな対応

スピード感UP



港区は
23区で
4番目に設置

主な児童相談所設置市事務の実績と効果の一例

1 「愛の手帳」の判定事務

新宿区にある児童発達支援センターで判定を実施しており、区民は申請に行く必要があった。

▶ 港区児童相談所で手続きが可能に。区が障害児を把握することでサービスにつながりやすくなった。

? 「愛の手帳」とは、東京都愛の手帳交付要綱で定められた、知的障害の方に交付される手帳のこと。

2 里親に関する事務

里親制度についての詳細な説明は区では実施できず、東京都の機関を案内していた。

▶ 月に2回、制度の説明会を実施。区民の里親制度への関心が高まり、里親登録者数が増加した。

令和3年4月 28家庭 ⇒ 現在 36家庭(手続き中 24家庭)

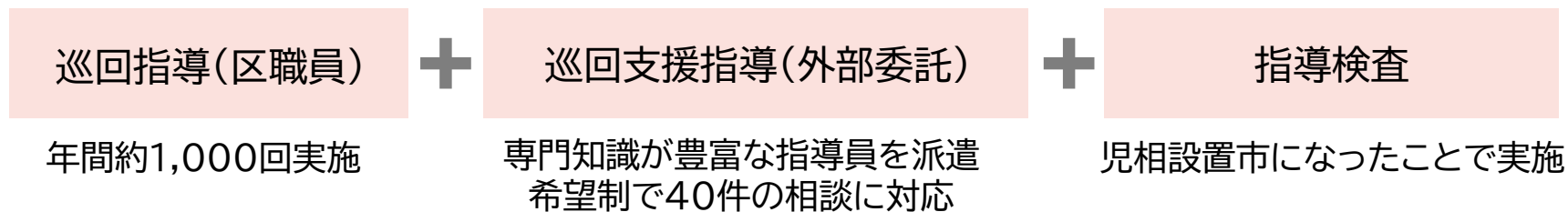
▶ また、児童相談所が窓口となって里親の相談を受けられるように。気軽に相談できる関係を構築できており、支援がスムーズになった。

3 保育所に関する事務

保育施設への児童福祉法に基づく指導は東京都が実施しており、直接の指摘はできなかった。

▶ 法定の指導検査に加え、認可保育園は月1度、認可外保育園は1回/3カ月のペースで区職員が施設を訪問するなど、約1,000回の巡回指導を実施。

現在の保育施設への指導・訪問



区職員が訪問する中で見えてきた課題

訪問時は運営が順調に見えても、表面化していないだけで、**実は潜在的な問題・課題がある**施設もあった。

職員の育成や指導が十分にできない・・・

保護者とのコミュニケーションがうまく取れない・・・

潜在化していた問題が徐々に大きくなり、最終的に保育施設単体で解決できないほどの問題に発展してしまうケースも・・・

保育施設のみでは対応が困難な大きな問題になる前に、**潜在的な問題まで積極的に拾い上げて早期に対応する**必要がある！

105施設

区内のすべての認可保育施設などに保育アドバイザーを派遣

- ▶ 保育アドバイザーが幅広く相談に対応できるようにし、潜在的な問題にも早期に対応
- ▶ 現状確認後、改善に向けた指導を実施するため、全施設をそれぞれ2回程度、計210回訪問※
※保育施設の課題や状況によっては2回以上

派遣期間 令和4年11月14日から令和6年3月まで

保育アドバイザー派遣の流れ

